

令和6～7年度

行政監査結果報告書

「県に事務局を置く任意団体の事務の状況について」

富山県監査委員

目 次

第1 行政監査の概要

1 監査の趣旨	1
2 監査のテーマ及び選定理由	1
(1) 監査のテーマ	1
(2) 選定理由	1
3 監査の主な着眼点	1
4 監査の対象機関	1
5 実施方法	2
(1) 予備調査	2
(2) 書面監査・実地監査	2
6 監査の実施期間	2

第2 監査の結果

1 予備調査	3
(1) 部局別団体数と設立後経過年数の状況	3
(2) 県職員の団体役員、事務局職員への就任、従事状況	4
(3) 書面監査・実地監査	5
2 書面監査・実地監査	6
(1) 対象機関の抽出	6
(2) 事務執行状況	8
(3) 補助金等の執行	12
(4) 県職員の従事状況	13
(5) 行政財産使用許可・物品	15
(6) 任意団体の現状、事業見直し	15

第3 監査の意見

1 事務執行状況について	17
2 補助金等の会計事務処理について	17
3 県職員の団体業務従事手続きについて	17
4 行政財産等財産管理手続きについて	18
5 事業の見直し等について	18
6 おわりに	18

第1 行政監査の概要

1 監査の趣旨

県が処理する事務の執行が法令の定めるところに従って適正に行われているか、事務が経済的、効率的に実施され所期の目的を達成しているか、また、組織及び運営が合理的になされているかどうかについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定に基づき監査を実施するもの。

2 監査のテーマ及び選定理由

(1) 監査のテーマ

県に事務局を置く任意団体の事務の状況について

(2) 選定理由

県では施策を効果的に実施する目的等で庁舎内に事務局を置く様々な任意団体を設け、県と密接な連携を図りながら事務を執行している。

これらの任意団体は、県職員が事務局員を兼ねているものや、運営等の財源として県から支出される公金が含まれているものがあるため、事務執行上の公務との区分や、公金に準ずる会計事務等、公正かつ公平な業務運営が求められる。

こうしたなか、県においては、事務の適正かつ効率的な執行を確保するため、令和2年度から知事部局において導入された内部統制制度を令和7年度から行政委員会等（公安委員会は除く）にも拡大することとしており、任意団体においても、内部牽制（相互チェック体制）等による適正かつ効率的な事務の執行が求められる。

また、県では近年の人口減少などによる著しい社会情勢の変化や、職員採用も困難な時代に対応するため、働き方改革やDXを推進し、事務事業等の見直しを実施しており、任意団体においても、時代に即した運営が求められている。

そこで、任意団体の事業執行状況並びに任意団体への県の指導及び関与の状況等について確認し、任意団体の運営の一層の効率化及び適正化に資することを目的に監査を実施する。

3 監査の主な着眼点

監査は、主に次の着眼点に基づき実施した。

- (1) 任意団体の事務執行（諸規程（設置・経理等）の整備、現金等の取扱い、監査等の実施）は適正に行われているか。
- (2) 補助金等の交付申請及び精算等が適正かつ効率的に執行され、会計事務処理における内部牽制（複数人でのチェック体制等）が機能しているか。
- (3) 県職員が任意団体の事務に従事する場合の手続き（職専免等）は適正に実施されているか。県と任意団体の事務区分は適切に行われているか。
- (4) 行政財産使用許可・物品の貸付等の財産管理の手続きが適正に行われているか。
- (5) 任意団体の現状を把握し、事業の見直し等を検討しているか。

4 監査の対象機関

全機関（県立学校を除く）

5 実施方法

（1）予備調査

本庁及び出先機関の全所属を対象に、県に事務局を置く任意団体の状況を調査する。

（2）書面監査・実地監査

予備調査の状況を踏まえ、部局間の均衡等を考慮のうえ、抽出した所属を対象に、監査調書の提出を求め、書面監査を実施する。また、必要に応じて証拠書類の確認、担当者からの聞き取り調査等の実地監査を実施する。

6 監査の実施期間

令和6年10月から令和8年3月まで

（令和6年度：予備調査、令和7年度：書面監査・実地調査）

第2 監査の結果

1 予備調査

県の庁舎内に事務局を置き、県職員が団体の役員及び事務職員として事務に従事している任意団体を把握するため、本庁及び出先機関の全所属（県立学校を除く）を対象に、予備調査を行ったところ、69 所属から、130 団体の報告があった。以下、その概要は次の通りである。

(1) 部局別団体数と設立後経過年数の状況（令和6年4月1日現在）

130 団体の設置内訳は、本庁 101 団体（77.7%）、出先機関 29 団体（22.3%）となっている。

また、部局別では、農林水産部、土木部が、各々16 団体（各々12.3%）で多く、次いで、教育委員会（県立学校除く）が 15 団体となっている。

団体設立後の経過年数をみると、設立後 10 年未満の団体もあるが、30 年以上経過している団体が、75 団体（57.7%）で半数以上を占めている。（表1）

表1 設立後の経過年数の状況

（単位：団体数）

部局名	団体数			設立後経過年数				
	合計	本庁	出先	10年未満	10～29年	30～49年	50年以上	不明
知事政策局	3	3	0	1	0	2	0	0
危機管理局	7	7	0	0	3	2	2	0
地方創生局	12	12	0	1	9	0	2	0
交通政策局	6	6	0	3	0	3	0	0
経営管理部	9	7	2	1	2	3	3	0
生活環境文化部	14	11	3	1	6	5	2	0
厚生部	14	8	6	0	3	3	8	0
商工労働部	13	10	3	4	2	5	2	0
農林水産部	16	12	4	2	7	5	2	0
土木部	16	12	4	1	4	5	6	0
議会・出納・各種委員会	3	3	0	0	0	2	1	0
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	15	8	7	2	2	1	10	0
警察本部	2	2	0	0	1	0	1	0
合計	130	101	29	16	39	36	39	0
構成比		77.7%	22.3%	12.3%	30.0%	27.7%	30.0%	0.0%

(2) 県職員の役員就任、事務局職員従事状況（令和6年4月1日現在）

団体の会長、理事長、副理事長、理事、監事役等の役員に就任している県職員は220人で、団体数は94団体（72.3%）となっている。このうち、県職員が5人以上就任している団体は12団体（9.2%）で、最も多いのは、1人のみ就任している団体で49団体（37.7%）で県職員が役員に就任している団体の半数以上となっている。

また、団体事務局職員として事務に従事している県職員は457人で団体数は129団体（99.2%）となっている。このうち、県職員が3人従事している団体が最も多く、46団体（35.4%）で、次いで、5人以上従事している団体が29団体、1人のみ従事している団体が20団体となっている。（表2）

表2 県職員の役員就任、事務局職員従事状況

部局名	役員就任・事務局職員従事県職員数(人)	県職員就任・従事人数別の団体数 (単位:団体数)						
		就任・従事有	上段:役員、下段:職員					就任・従事無
			1人	2人	3人	4人	5人以上	
知事政策局	2	2	2	0	0	0	0	1
	12	3	0	0	1	1	1	0
危機管理局	9	4	2	1	0	0	1	3
	34	7	0	0	1	3	3	0
地方創生局	16	11	7	3	1	0	0	1
	41	12	0	1	8	1	2	0
交通政策局	8	5	3	1	1	0	0	1
	26	6	0	0	3	1	2	0
経営管理部	19	7	4	0	1	0	2	2
	28	9	1	0	5	3	0	0
生活環境文化部	24	9	3	1	3	1	1	5
	44	14	6	3	1	0	4	0
厚生部	18	10	6	0	4	0	0	4
	41	14	4	3	3	1	3	0
商工労働部	11	7	4	2	1	0	0	6
	46	13	2	2	5	0	4	0
農林水産部	33	12	4	4	2	0	2	4
	63	16	5	2	3	2	4	0
土木部	22	12	9	1	0	1	1	4
	48	16	1	4	8	2	1	0
議会・出納・各種委員会	18	3	0	1	0	0	2	0
	17	3	0	0	1	1	1	0
企業局	0	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0	0
教育委員会	28	11	5	3	1	0	2	4
	47	14	1	4	6	0	3	1
警察本部	12	1	0	0	0	0	1	1
	10	2	0	0	1	0	1	0
合計	220	94	49	17	14	2	12	36
	457	129	20	19	46	15	29	1
構成割合		72.3%	37.7%	13.1%	10.8%	1.5%	9.2%	27.7%
			99.2%	15.4%	14.6%	35.4%	11.5%	22.3%

(3) 令和5年度決算等の状況

①令和5年度収入決算状況

収入決算額の合計額は、約10億6,860万円で、1団体当たりの平均収入額は、822万円となっている。収入決算規模別では、収入額が100万円未満の団体が50団体(38.5%)で最も多く、次いで、収入額が100～299万円の団体が28団体(21.6%)となっている。一方で、1,000万円以上の団体も18団体(13.8%)となっている。(表3)

表3 令和5年度の収入状況

区 分	団 体 数	収 入 額	
		割 合	(千円) 割 合
100万円未満	50	38.5%	19,890 1.9%
100～299万円	28	21.6%	54,974 5.1%
300～499万円	18	13.8%	69,608 6.5%
500～999万円	16	12.3%	116,636 10.9%
1,000万円以上	18	13.8%	807,493 75.6%
合 計	130	100.0%	1,068,601 100.0%

②県からの補助金等の状況

県からの補助金等(補助金、負担金等の財政的援助額の合計で委託料は含まない)を受けている団体は82団体(63.1%)で、交付総額は約4億5,118万円となっている。交付規模別では、100万円未満が44団体(33.8%)で最も多くなっている。また、1,000万円以上が10団体(7.7%)となっている。(表4)

表4 令和5年度の県からの補助金等の状況

区 分	団 体 数	補 助 金 等 金 額	
		割 合	(千円) 割 合
補助金等なし	48	36.9%	0 0.0%
補助金等あり	82	63.1%	451,178 100.0%
100万円未満	44	33.8%	13,248 2.9%
100～299万円	17	13.1%	28,717 6.4%
300～499万円	3	2.3%	10,099 2.3%
500～999万円	8	6.2%	58,364 12.9%
1,000万円以上	10	7.7%	340,750 75.5%
合 計	130	100.0%	451,178 100.0%

なお、県から委託料が交付されている団体は4団体（3.1%）で、委託料総額は、4,175千円となっている。

③繰越金の状況

令和5年度決算における繰越金の総額は約9,431万円となっている。金額別では、100万円未満（繰越金なしを含む）が、103団体（79.2%）となっている。

また、繰越金が300万円以上ある団体は9団体（7.0%）となっている。（表5）

表5 令和5年度の繰越金の状況

区 分	団 体 数		繰 越 金 金 額	
	団 体 数	割 合 (%)	(千円)	割 合 (%)
繰越金なし	25	19.2%	0	0.0%
100万円未満	78	60.0%	23,015	24.4%
100～299万円	18	13.8%	28,304	30.0%
300～499万円	8	6.2%	32,117	34.1%
500～999万円	0	0.0%	0	0.0%
1,000万円以上	1	0.8%	10,872	11.5%
合 計	130	100.0%	94,308	100.0%

④県職員の服務状況

県職員が団体の業務に従事するに当たって、「職務専念の義務の免除」を行って従事している団体が72団体（55.4%）であった。

⑤行政財産（執務場所）の使用許可及び実費負担の状況

任意団体が業務の遂行にあたり、行政財産の目的外使用の許可を受けている団体は、8団体で全体の6.2%で、いずれも免除となっていた。

また、実費負担の状況は、電気代を一部負担している団体が1団体、コピー代を一部負担している団体が3団体あった。郵送代を負担している団体も1団体あった。

⑥諸規程の整備状況

団体の会則や要綱等が整備されているのは、129団体（99.2%）で、ほとんどの団体で整備されているが、会計規程について整備されている団体は39団体（30%）にとどまっている。（表6）

表6 諸規程の整備状況

部局名	規約・要綱等			会計規程		
	合計	有	無	合計	有	無
知事政策局	3	3	0	3	0	3
危機管理局	7	7	0	7	6	1
地方創生局	12	12	0	12	2	10
交通政策局	6	6	0	6	2	4
経営管理部	9	9	0	9	3	6
生活環境文化部	14	14	0	14	3	11
厚生部	14	14	0	14	3	11
商工労働部	13	13	0	13	3	10
農林水産部	16	15	1	16	8	8
土木部	16	16	0	16	2	14
議会・出納・各種委員会	3	3	0	3	2	1
企業局	0	0	0	0	0	0
教育委員会	15	15	0	15	5	10
警察本部	2	2	0	2	0	2
合計	130	129	1	130	39	91
構成比		99.2%	0.8%		30.0%	70.0%

2 書面監査・実地監査

(1) 対象機関の抽出

予備調査の結果で把握された130団体のうち、団体の構成や業務内容、決算規模、県補助金等の状況、部局間の均衡等を考慮のうえ、24団体を抽出した。令和7年度に当該任意団体と当該任意団体を所管する24機関を監査対象(以下「監査対象機関」という。)とし、監査調書の提出を求めて書面監査を実施、必要に応じて証拠書類の確認、担当者からの聞き取り調査等の実地監査を実施した。(表7)

表7 書面監査・実地監査対象機関一覧

	任意団体名	所管所属名
1	富山県日中友好団体連合会	議会事務局
2	富山県女性団体連絡協議会	政策推進室
3	富山県高圧ガス安全協会	消防課
4	環日本海クルーズ推進協議会	観光振興室
5	富山県世界遺産登録推進事業実行委員会	観光資源活用室
6	「くらしたい国、富山」推進本部	ワンチームとやま推進室
7	富山空港国際路線利用促進協議会	航空政策課
8	富山県統計協会	統計調査課
9	富山マラソン実行委員会	スポーツ振興課
10	富山県博物館協会	富山県美術館
11	高志の国文学館友の会	高志の国文学館
12	青少年育成富山県民会議	こども家庭室
13	富山県肢体不自由児協会	障害福祉課
14	女性保護富山県民協議会	女性相談支援センター
15	富山県中小企業経営モデル企業研究会	地域産業振興室
16	デザインウエーブ開催委員会	総合デザインセンター
17	有峰森林文化村会議	森林政策課
18	富山県水産多面的機能発揮対策地域協議会	水産漁港課
19	富山県中央植物園友の会	中央植物園
20	富山県道路整備促進協会	道路課
21	富山県港湾協会	港湾課
22	富山県学校保健会	保健体育課
23	とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会	生涯学習・文化財課
24	富山県山岳遭難対策協議会	警察本部 山岳安全課
	合計	24機関

(2) 事務執行状況

① 令和6年度決算

監査対象機関 24 団体の令和 6 年度の決算状況について、収入決算額の合計は 6 億 3,851 万円となっている。総収入額ベースで見ると、100 万円未満が 3 団体、100 万円以上 1,000 万円未満が 14 団体、1,000 万円以上が 7 団体あった。(表 8)

表8 令和6年度決算額

	任意団体名	令和6年度決算額(千円)					
		総収入	前年度繰越金	県補助金等	その他収入	支出額	翌年度繰越金
1	富山県日中友好団体連合会	1,816	205	390	1,221	1,503	313
2	富山県女性団体連絡協議会	245	175	0	70	86	159
3	富山県高圧ガス安全協会	8,475	3,684	0	4,791	5,061	3,414
4	環日本海クルーズ推進協議会	7,772	4,038	303	3,431	2,435	5,337
5	富山県世界遺産登録推進事業実行委員会	6,923	0	6,920	3	6,923	0
6	「くらしたい国、富山」推進本部	82,607	0	78,867	3,740	82,607	0
7	富山空港国際路線利用促進協議会	56,369	10,872	42,022	3,475	48,260	8,109
8	富山県統計協会	12,451	4,281	0	8,170	8,797	3,654
9	富山マラソン実行委員会	376,181	101	75,000	301,080	376,080	101
10	富山県博物館協会	2,018	138	1,500	380	1,880	138
11	高志の国文学館友の会	8,192	2,813	0	5,379	5,566	2,626
12	青少年育成富山県民会議	8,286	22	5,922	2,342	8,184	102
13	富山県肢体不自由児協会	2,246	412	638	1,196	2,107	139
14	女性保護富山県民協議会	292	203	0	89	92	200
15	富山県中小企業経営モデル企業研究会	5,591	4,179	0	1,412	453	5,138
16	デザインウェブ開催委員会	11,822	488	7,018	4,316	11,149	673
17	有峰森林文化村会議	415	75	340	0	336	79
18	富山県水産多面的機能発揮対策地域協議会	8,466	0	209	8,257	8,466	0
19	富山県中央植物園友の会	2,730	272	0	2,458	2,432	298
20	富山県道路整備促進協会	10,174	4,253	0	5,921	6,242	3,932
21	富山県港湾協会	3,371	1,377	44	1,950	1,904	1,467
22	富山県学校保健会	5,390	139	1,180	4,071	4,889	501
23	とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会	2,190	0	216	1,974	2,190	0
24	富山県山岳遭難対策協議会	14,425	200	13,865	360	14,225	200

② 繰越金

令和6年度決算額では、繰越金を300万円以上保有する団体が6団体あった。また、繰越金額が歳出決算額を上回る団体は4団体あった。(表9)

表9 繰越金の状況 (単位：団体)

金額の区分		団体数	繰越金額 \geq 歳出決算額
繰越金なし		4	
繰越金あり	0～49万円	10	2
	50～99万円	2	
	100～299万円	2	
	300～499万円	3	
	500万円以上	3	2
	小計	20	4
合計		24	4

繰越金の目的は翌年度収入があるまでの団体運営資金としている場合や、将来の事業のための資金として準備している場合があった。また一部の団体では、コロナ禍で予定されていた事業が開催できずに繰越金として残っていたり、繰越金の状況を見て、負担金等の金額を減額する決定をした団体もあった。

③ 諸規程（会則・規約等）の整備

任意団体の設置根拠については、任意団体の会則等による設置を含め、監査対象業務について、すべての機関で会則・規約の整備がされていた。

会計や事務の規程がない場合、県に準じて取り扱っている団体が多くあった。

その他、事務局運用規程等の整備をしている団体もあった。(表10)

表10 整備されている規程 (単位：団体)

会則・規約	会計規程	決裁規程	その他
24	5	4	9

その他整備されている規程

- ・事務局運用規程

- ・旅費規程
- ・賛助会員規程
- ・功労者表彰規程
- ・公印取扱規程
- ・内部監査実施規程
- ・事務処理規程
- ・慶弔内規

④ 専任職員

任意団体で専任職員を採用している団体は3団体ある。

専任職員の労働条件等について、3団体のうち給与規程等の整備がなされていたのは1団体だった。残る2団体は規程は整備されていなかったが、労働条件等を雇用契約書で定めていた。(表11)

表11 専任職員の採用状況 (単位:団体)

採用有		採用無
規程の整備有	規定の整備無	
1	2	21

⑤ 現金の取扱い状況

小口現金の取扱いがあるのは4団体だったが、常時手元に現金はないものの、旅費の支給、振込手数料の高騰のため現金払いを選択し、一時的に現金を取り扱う業務のある団体は12団体であった。

このうち、12団体は現金出納簿を整備しており、定期的に事務局長の検査を行っている団体は11団体だった。

現金を翌日まで保管する場合がある10団体はすべて鍵付きの金庫に保管されていた。(表12、13、14)

表12 現金の取扱区分 (単位:団体)

有		無
小口現金有	一時的な取扱い	
4	12	8

表13 現金出納簿の整備

(単位:団体)

有		無
検査有	検査無	
11	1	4

表14 現金の保管

(単位:団体)

翌日まで保管有	翌日まで保管無
10	6

⑥ 監査

実地監査を行った24団体すべての規程等において監事による監査を規定しており、規程に基づき、全団体が決算報告の手続きを行っていた。

また、監査を実施したことを証する書面を作成、保存している団体は23団体あった。いずれの団体も書面と併せて総会等で監事からの監査報告を実施していた。書面の保管がなかった1団体は、決算見込みで総会を開催しており、最終的な決算については報告をしていなかった。

(3) 補助金等の執行

① 県費の事務処理

県から補助金等の受け入れを行っているのは16団体、そのうち補助金は9団体、負担金は9団体、委託料は1団体だった。補助金等の事業件数は補助金12件、負担金9件、委託料1件となった。(表15)

交付申請及び精算等の事務手続きについて不備は見受けられなかったが、任意団体側の申請者と県側の事務執行者が同一者であるケースがあった。

表15 県費の受け入れ状況

(件数:件)

	補助金	負担金	委託料
100万円未満	3	5	1
100～299万円	4	1	
300～499万円	3	1	
500～999万円	1	1	
1,000万円以上	2	1	
計	13 (9)	9 (9)	1 (1)

※ () 内は団体数。

※なお、複数の補助金を受け入れている場合があるため、必ずしも団体数とは一致しない。

②会計事務処理

団体の収入及び支出について、会計規程等で決裁手続きが規定されている団体は8団体で、すべての団体で規定されたとおり決裁を行っていた。

規程のない団体において都度決裁手続きを行っている団体は15団体だった。決裁手続きを実施している23団体では複数人でのチェック体制が機能しており、銀行印及び通帳についても事務局長が金庫等に保管しており、不正支出等を防止する体制になっていた。

残る1団体では任意団体のボランティア職員が単独で手続きを行い、都度決裁手続きをとることができない状況であった。なお、都度決裁手続きはされていないが、証拠書類はすべて残っていた。

また、会計手続きを同一職員が10年以上実施している団体が1団体あり、原因は団体の事務職員が少なく、対応できる人員が限られているためだった。

実地監査を行った24団体すべてで収入及び支出時の証拠書類が3年以上保管されており、書類は監査時の確認用の参考資料として準備されていた。

(4) 県職員の従事状況

①手続き状況

県職員が任意団体の事務に従事する場合、職務に専念する義務免除の手続きが必要となるが、実際に職務に専念する義務免除の申請を行っている団体は19団体だった。(表16)

表16 職務に専念する義務免除手続き（単位：団体）

有	無
19	5

②県と任意団体の事務区分

県職員が団体の役員として従事しているのは 17 団体 59 人、事務局職員として従事している県職員数は 23 団体 119 人となっている。県職員一人あたりの団体業務従事時間数は 1 週間で概ね 10 時間未満が 20 団体、10 時間以上 39 時間未満が 2 団体、40 時間以上が 1 団体であった。残りの 1 団体については、事務局は専任職員が担当しており、県職員は役員の立場としてのみ関わっている。

県職員が携わる主な業務は、「会計事務」が 34.7%で最多であり、次いで「団体事業業務、補助」が 28.6%であった。（表 17、18、19）

表17 県職員の団体業務従事状況

	団体数	従事人数
団体役員	17	59
事務局員	23	119

表18 事務局員の一週間あたりの従事時間数（単位：団体）

10時間未満	10～39時間	40時間以上
20	2	1

表19 主な業務の内容(複数回答有)

区分	回答件数 (件)	割合 (%)
会計事務	17	34.7%
団体事業業務、補助	14	28.6%
総会等開催業務	6	12.2%
出版物作成業務	4	8.2%
その他(連絡調整、広報等)	8	16.3%

(5) 行政財産使用許可・物品

①行政財産使用許可

任意団体が県庁舎等の行政財産の一部を使用する場合、地方自治法、行政財産の使用料に関する条例及び財産管理規則の規定に基づき、任意団体が行政財産の使用許可を受ける必要がある。なお、使用料については、県から委託された事務事業を行う団体や県の事務事業を推進することを目的として設立され、かつ県の助成金が事業費の主要財源となっている団体の場合は、減免される。

行政財産の使用許可を受ける必要があると判断されるのは、県職員以外の団体専任職員が執務スペースを要する団体であり、このような団体は3団体あったが、すべて行政財産の使用許可を受けていた。

3団体すべて使用料については減免されているが、空調費、清掃料は実費を使用許可面積に応じた金額を負担している。

②団体の物品

県有備品を任意団体に使用させる場合には、県有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の規定に基づき、貸付手続きが必要である。

今回の24団体では団体が県有備品を占有して使用している例はなかった。

団体として業務用のパソコンや公印、事業で使用する物品等を所有している団体は18団体あった。うち1団体は高額な備品を所有しており、備品一覧表を作成したうえで管理されていた。

(6) 任意団体の現状、事業見直し

①今後の県費受入について

県費を受け入れている16団体のうち、来年度以降も同額程度の受け入れを求めているのは12団体、増額する必要があると考えているのは3団体、廃止しても良いが1団体だった。

現状維持が最も多かったが、近年の物価高騰に伴う経費増により、今後の団体運営が危ぶまれる声が多数あった。各団体において経費削減のため様々な取り組みを実施しており、印刷費を抑えるために刊行物の発行回数を減らす、カラー印刷からモノクロ印刷へ変更する等の工夫、郵送費の削減のため、メールでの案内に切り替える等といった努力により団体運営がなされている。

②県職員の団体業務従事について

県職員の従事を縮減・廃止しても問題ないと回答した団体は2団体で、現状以上に県職員の従事を強化・拡大する必要があると回答した団体は2団体あった。現状維持の人数でよいと答えたのは20団体となった。

同様の団体を有する他県と比較した場合、県職員の人数が少ない団体もあった。また、事務局員として複数人従事している場合でも庶務関係を一人で対応しているケースも見受けられる。

③団体の展望・課題

今回実地監査を行った24団体のうち、2団体はすでに今後の解散が決まっている。その他団体についても団体の継続について課題となっており、解散を検討するにあたって設置目的が達成されているかの判断が難しく、継続する場合に県の関与がなくとも活動を続けられるような仕組みの構築が難しいようであった。

また、会員等の高齢化が深刻になっている団体もあり、団体の活動継続が困難になってくると考えている。従事している県職員の負担も大きく、専任職員を雇いたいが、費用負担等を考え、実現に至らない団体もあった。

第3 監査の意見

今回の行政監査では、県に事務局を置く任意団体の事務の状況について、事務執行状況、補助金等の会計事務処理、県職員の団体業務従事手続き、行政財産等財産管理手続き、団体の事業見直しなど、各種任意団体の事務において、概ね適正に処理されていることを確認することができた。今後、任意団体の運営の一層の効率化及び適正化を図るため、次の事項について留意改善されることを望むものである。

1 事務執行状況について

事務執行状況については、諸規程の整備がされており、監査等の実施が適正に行われていることが求められる。

①諸規程の整備について、任意団体の設置根拠、事業概要等については、すべての機関において会則あるいは規約の整備が行われていたが、会計事務、事務の運用及び決裁権限について整備されてない団体が多くあった。これらを整備していない団体においては、必要な事務処理手続きについて規程を整備し、県に準じて取り扱っている場合も、現在整備されている規程等にその旨を追記するなど、一層の透明性の確保に努められたい。

②現金の取扱いについて、入出金の状況が確認できるよう、現金出納簿を整備しておくことが望ましいが、未整備の団体があった。また、現金出納簿は、定期的に検査を実施する体制の整備を検討されたい。

③決算の監査について、すべての団体で規定されていたが、書面の保管がされていない団体があった。監査報告は、適正な会計処理がされている証拠書類として決算報告書と共に書面として作成し、決算時の総会等の議事録に記載しておくことが望ましい。

2 補助金等の会計事務処理について

県からの補助金等の会計事務処理については、不適切な処理がないよう複数人でのチェック体制が機能していることが求められる。

①県費受入れの事務処理については、申請や精算等の事務手続きについて書類を整備し、手続きに不備がないよう努められていた。一方で、任意団体側の申請者と県側の承認者が同一者であるケースが見受けられた。決裁において、他の職員による確認を受けているものの、不適切な処理がされないチェック体制を確保するためにも、任意団体側と県側の主務者を変更することを検討されたい。

②会計事務処理について、すべての団体で収入及び支出時の請求書等の証拠書類を3年以上保管していた。一方で、会計手続きを同一職員が長期間単独で行うケースも見受けられた。団体の収入及び支出時には決裁手続き等で複数人でのチェックができる体制を確保し、適正な事務処理に取り組まれたい。

3 県職員の団体業務従事手続きについて

県職員の団体業務従事手続き等については、任意団体の事務に従事する場合の手續

きや、県と任意団体の事務区分が適切に行われることが求められるが、職務に専念する義務の免除申請を行っていない団体があった。地方公務員法第35条により、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない」とされている。本県では、「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「同規則」により、「当該地方公共団体の行政の運営上その地位を兼ねることが特に必要と認められる会社その他の団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合」には、職務専念の義務の免除を受けて、勤務時間中に団体の事務に従事することができる」と規定されており、団体業務に従事するにはこの免除を受けることが必要となる場合があるため、適切に対応されたい。

4 行政財産等財産管理手続きについて

行政財産等の管理については、手続きが適正に行われていることが求められる。

①行政財産使用許可については、必要と判断される県職員以外の団体専任職員が執務スペースを庁舎内に設けている団体はすべて手続きを行っていた。一方で、県の業務と団体の業務で同一の備品を使用しているなど、物品貸付けの申請が必要かどうかの判断が難しいケースが見受けられた。物品貸付手続きの基準について明文化、明確化されることを検討されたい。

②団体で購入し保管する物品については、団体の物品が庁舎内に保管されている場合や、公印を所有する団体が多く見受けられたが、管理簿等を作成せず、団体の備品として管理されていないケースがほとんどだった。任意団体の物品について所有状況を確認し、管理簿等を整備し、適正に管理されるよう努められたい。

5 事業の見直し等について

任意団体の現状を把握し、事業の見直し等を検討することが大切である。

①県費の受入れについては、現状維持を求める声が多数あった。一方、近年の物価高騰に伴う経費の増加により、団体の運営に支障をきたすとの声が多く聞かれた。各団体において、費用削減の努力はされていると思われるが、依然として厳しい運営状況である。県費の受入れについては効率的な運営に努めつつ、物価の高騰等の状況、繰越金の状況も踏まえながら、今後とも適切な受入額の精査に努められたい。

②県職員の従事については、団体事務の運営において効果がある一方で、担当職員への負担が大きくなっている。団体業務への従事に当たっては、適正な事務量と人員を確保されたい。

③団体の今後の展望、課題について設立後30年以上経過する団体が半数以上を占めており、当初の設立目的が達成されたと判断できるものや事業内容が現代社会と合わなくなっている場合がある。団体の目的の見直し、事業の継続や県の関与の必要性などについて検討されたい。

6 おわりに

本県では施策を効果的に実施する目的等で県庁舎内に事務局を置く任意団体も多く、県と密接な連携を図りながら事務執行を行っている。今後とも、時代のニーズに的確

に対応しながら、団体の運営方法や県との関わりなどについて適時適切に検討されたい。

任意団体一覧

参考資料

(注) □は監査対象団体

(R6.4.1 現在)

	団体名	所属名		団体名	所属名
1	富山県日中友好団体連合会	議会事務局	36	富山県統計協会	統計調査課
2	富山県女性団体連絡協議会	働き方改革・女性活躍推進室	37	富山県歴史資料保存利用機関連絡協議会	公文書館
3	TOYAMA Free Wi-Fi整備推進協議会	デジタル化推進室	38	越中史壇会	公文書館
4	富山県広報広聴研究会	広報・ブランディング推進室	39	立山地区電気利用組合	自然保護課
5	富山県水難救済会	防災・危機管理課	40	立山地区水道管理組合	自然保護課
6	富山県消防防災ヘリコプター運航連絡協議会	消防課	41	富山県「交通安全チャレンジ123運動」実行委員会	県民生活課
7	富山県緊急消防援助隊運用連絡協議会	消防課	42	富山県交通安全母の会連合会	県民生活課
8	富山県少年女性防火委員会	消防課	43	富山県交通安全アドバイザー連絡協議会	県民生活課
9	富山県女性防火クラブ連絡協議会	消防課	44	とやま名水協議会	県民生活課
10	富山県特設消防連絡協議会	消防課	45	富山県スポーツ推進委員協議会	スポーツ振興課
11	富山県高圧ガス安全協会	消防課	46	富山マラソン実行委員会	スポーツ振興課
12	海外観光客誘客推進協議会	観光振興室	47	美の祭典 越中アートフェスタ実行委員会	文化振興室
13	中部山岳広域観光推進協議会	観光振興室	48	富山県民芸術文化祭実行委員会	文化振興室
14	富山県・岐阜県韓国観光客誘致協議会	観光振興室	49	富山県ウクライナ人道危機救援金等募集委員会	国際課
15	環日本海クルーズ推進協議会	観光振興室	50	富山県博物館協会	富山県美術館
16	北陸国際観光テーマ地区推進富山協議会	観光振興室	51	富山県[立山博物館]友の会	立山博物館
17	環水公園等富山駅北地区賑わいづくり実行委員会	観光振興室	52	高志の国文学館友の会	高志の国文学館
18	学習支援船運営委員会	観光振興室	53	富山県南方戦没者沖縄慰霊塔奉賛会	厚生企画課
19	#とやまイタリアン実行委員会	観光振興室	54	戦時下の暮らし展実行委員会	厚生企画課
20	富山県世界遺産登録推進事業実行委員会	観光振興室	55	青少年育成富山県民会議	こども家庭室
21	富山県過疎地域等対策協議会	ワンチームとやま推進室	56	富山県母子保健推進員連絡協議会	こども家庭室
22	「くらしたい国、富山」推進本部	ワンチームとやま推進室	57	富山県母乳育児推進連絡協議会	こども家庭室
23	富山県明るい選挙推進協議会	ワンチームとやま推進室	58	富山県保育所等給食研究会	こども家庭室
24	富山県地域公共交通情報提供推進協議会	地域交通・新幹線政策室	59	富山県臨床研修病院連絡協議会	医務課
25	富山県地域交通戦略会議	地域交通・新幹線政策室	60	富山県肢体不自由児協会	障害福祉課
26	富山県北陸新幹線対策連絡協議会	地域交通・新幹線政策室	61	富山県立黒部学園保護者会	黒部学園
27	城端線・氷見線再構築検討会	地域交通・新幹線政策室	62	砺波学園保護者会	砺波学園
28	富山空港国際路線利用促進協議会	航空政策課	63	女性保護富山県民協議会	女性相談支援センター
29	富山空港協議会	航空政策課	64	富山県薬事研究会	薬事総合研究開発センター
30	富山県防災行政無線運営協議会	管財課	65	富山県公的病院看護部長・総看護師長協議会	中央病院
31	富山県不正軽油防止対策協議会	税務課	66	全国自治体病院協議会富山県支部	中央病院
32	日本海沿岸地帯振興連盟	行政経営室	67	富山県伝統的工芸品展運営委員会	地域産業振興室
33	日本の心のふるさとを守り育てる飛越協議会	行政経営室	68	富山県IoT推進コンソーシアム	地域産業振興室
34	北方領土返還要求運動富山県民会議	行政経営室	69	富山県自治体制度融資手続電子化運営協議会	地域産業振興室
35	とやま地域プラットフォーム運営協議会	行政経営室	70	とやま創造倶楽部	地域産業振興室

(注) □は監査対象団体

(R6.4.1 現在)

	団体名	所属名		団体名	所属名
71	富山県中小企業経営モデル企業研究会	地域産業振興室	106	景観広告とやま賞実行委員会	建築住宅課
72	富山県深層水協議会	商工企画課	107	富山県住まい・街づくり協会	建築住宅課
73	富山県バイオ産業振興協会	商工企画課	108	富山土木協会	富山土木センター
74	富山県事業主団体等委託訓練生組合	労働政策課	109	新川土木センター管内土木振興会	新川土木センター
75	とやま企業立地セミナー開催実行委員会	立地通商課	110	運河のまちを愛する会	富山港事務所
76	国際拠点港湾伏木富山港ポートセールス事業推進協議会	立地通商課	111	富山港運河愛護会	富山港事務所
77	富山県計量行政協議会	計量検定所	112	富山県出納・公金事務研究協議会	出納課
78	デザインウェブ開催委員会	総合デザインセンター	113	富山県県・市町村監査委員等合同研修会実行委員会	監査委員事務局
79	東海富山県人会	名古屋事務所	114	富山県公立学校施設整備期成会	教育企画課
80	とやまグルメ・フードフェス実行委員会	市場戦略推進課	115	富山県産業教育振興連絡協議会	教育みらい室
81	富山県米消費拡大推進協議会	市場戦略推進課	116	富山県へき地教育振興会	教育みらい室
82	富山県林政協議会	森林政策課	117	富山県学校保健会	保健体育課
83	有峰森林文化村会議	森林政策課	118	弥陀ヶ原地区電気利用組合	生涯学習・文化財室
84	富山県多面的機能推進協議会	農村振興課	119	富山県民謡民舞連盟	生涯学習・文化財室
85	富山県国際農業交流協会	農業経営課	120	富山県社会教育委員連絡協議会	生涯学習・文化財室
86	富山県改良普及職員OB会	農業技術課	121	とやまのユネスコ無形文化遺産普及啓発事業協議会	生涯学習・文化財室
87	富山県地域活性化グループ協議会	農業技術課	122	東部教育事務所管内教育長会	東部教育事務所
88	富山県植物防疫協会	農業技術課	123	西部地区地方教育委員会連絡会	西部教育事務所
89	富山県CSF経口ワクチン対策協議会	農業技術課	124	富山県図書館協会	県立図書館
90	富山県水産多面的機能発揮対策地域協議会	水産漁港課	125	富山県図書館学振興基金	県立図書館
91	富山県資源管理協議会	水産漁港課	126	富山県読書会連絡協議会	県立図書館
92	富山県畜産技術協会	農林水産総合技術センター	127	富山県読書推進運動協議会	県立図書館
93	東部地域畜産経営技術推進指導協議会	東部家畜保健衛生所	128	富山県図書館長会	県立図書館
94	西部地域畜産経営技術推進指導協議会	西部家畜保健衛生所	129	富山県少年警察ボランティア連絡協議会	警察本部 人身安全・少年課
95	富山県中央植物園友の会	中央植物園	130	富山県山岳遭難対策協議会	警察本部 山岳安全課
96	富山県道路整備促進協会	道路課			
97	道路整備促進期成同盟会 富山県協議会	道路課			
98	富山県河川海岸協会	河川課			
99	富山県港湾協会	港湾課			
100	富山県治水砂防協会	砂防課			
101	富山県土地区画整理組合連合会	都市計画課			
102	富山県都市計画協会	都市計画課			
103	富山県下水道協議会	都市計画課			
104	小矢部川流域下水道工場排水受入協議会	都市計画課			
105	神通川左岸流域下水道工場排水受入協議会	都市計画課			